

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

益子町長 広田 茂十郎

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 益子町 (09342) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 生田目地区 (石並、生田目車堂組、生田目上城荒屋敷、生田目前組積加入、生田目中城下組) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和5年10月15日、令和6年8月6日 (第1回、第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、小貝川東側の土地改良した水田と山側の不整形な畑から成り立っており、水稻、麦、露地野菜等を耕作している。また花き、熱帯フルーツ、養鶏も行われている。
- ・農業者の平均年齢は68歳と高齢化が進んでおり、将来の農地の担い手不足が懸念される。
- ・水田については、生田目集落営農組合によりブロックローテーションが実施されていたが、解散により地域内外の担い手により耕作されることが予想される。
- ・少ない担い手が効率的に耕作できるよう担い手、農地の所有者、離農する耕作者が連携し、計画的に集積集約を進めることが必要だが、それらがスムーズに実施できるよう集落営農組合に代わるような農地の相談窓口の設置が課題である。
- ・地域内の若手の新規就農者を地域の担い手として育成していくことも課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・花き、熱帯フルーツ、露地野菜、養鶏については引き続き実施していく。
- ・土地利用型農業では、農地の相談窓口を設置し地域の話し合により高齢化で離農する農地の引継ぎをスムーズに進め、担い手に集積集約させ生産性の効率化を図っていく。
- ・地域で農地を支えるため、地域内で新たな担い手の確保育成を農家、非農家に拘らず積極的に行っていくとともに、機械や施設の共同利用を進めることにより、導入や整備にかかるコストの低減により効率的な農業経営を実現する。
- ・当地区の新規就農者を地域の担い手となるよう、地域で育成、支援することが地域農業を持続していくために必要である。
- ・当地区の町の中心部と道の駅ましこに近い立地条件や、地域外からの新規就農者や熱帯フルーツ生産法人など新たな農業者を受け入れやすい環境条件を活かし、就農希望の都市住民を積極的に受け入れて地域の活性化や遊休農地の発生防止に繋げていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 88.38 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 82.85 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 5.53 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地(山際の農地等)については保全管理とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| ・農地所有者、離農者、担い手が連携し農地の集積集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| ・農地中間管理機構の活用を積極的に行う。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| ・水田の大区画化及び水利施設の再整備を検討する。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| ・地域内外から多様な担い手を確保したい。 ・農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| ・作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害の被害が多い地域であるため、防止対策は必須となる。各補助金を活用し、各農家が連携し対策を取っていく。
- ②有機農業に興味のある都市住民を積極的に受け入れる。
- ③スマート農業を積極的に取り込み、省力化効率化を図りたい。
- ④他地域と連携した米の輸出を検討する。
- ⑦今後耕作しない農地を明確にし、保全管理にする。また、多面的機能支払交付金事業による生田目環境保全会が道水路管理を行い、地域一体となり農地の環境保全を図っていく。
- ⑧水田の大区画に伴化、水利施設の再整備を進めていく。
- ⑩希少な熱帯フルーツの生産及び6次産業化に積極的に取組み、地域の雇用を創出し、地域の活性化に繋げていく。